

## 令和5年度尾花沢市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域は山形県の北東に位置し、尾花沢盆地を形成している。尾花沢盆地の気象的な特色は、短い日照時間と低温・多湿・多雪であり、平野部でも積雪量2mに及ぶこともある豪雪地帯である。

本市の農業は、水稻を基幹作物としてすいかや肉牛、園芸作物などを組み合わせた複合経営となっている。販売農家数のうち専業農家の数・割合は増加しているが、農家の高齢化が進んでおり、全体として年々減少の傾向にある。加えて、主食用米の需要の減少や米価の低迷に伴い、条件の悪い山間地域等においては面積も大幅に減少している。

また、経営農地が10ha以上の大規模農家においては農地が分散しており、稲作における低コスト化のためには直播などの省力栽培の他に面的集積を推進し、効率的な作業形態を構築していくことも課題の一つである。

### 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当地域の気象的な特色は、短い日照時間と低温・多湿・多雪である。水田耕地面積に占める主食用米面積の割合が約52%、転作作物ではそば、すいか、非主食用米の取組が多い。

そばの作付面積は増加傾向にあり、営農組合の農作業受託面積の増加によるものである。特に条件の悪い中山間地域等においては、そばを作付することにより耕作放棄地とならずに農地を維持している状況にある。しかしながら、こうした条件の悪い中山間地域等では、排水対策等の技術的な対策が追いつかず単収低下の原因となっている。単収の低下が営農組合の経営の圧迫とならないように、今後も排水対策及び地力向上対策等を推進し、そばの単収・品質向上に向けて取り組んでいく必要がある。

すいかは本市の特産品であり、近年では市外・県外からの新規就農者を獲得しているが、農家の高齢化により作付面積は横ばい状態にある。すいかの作付は、重労働が多い為、農家の高齢化による作付面積の減少は避けられない課題となっている。今後作付面積の維持・拡大により産地としてのブランドを守っていくためにも、継続して支援していく必要があり、新規就農者等の新たな担い手の確保にも努めていく。

非主食用米のうち特に稲発酵粗飼料用稲(WCS)の作付面積は増加しており、繁殖牛や肥育牛の増加により更なる内需の増加が見込まれるため、転作水田をフル活用した取組みの拡大を目指していくが、省力及び低コスト栽培による収量、品質の低下や隣接する主食用米ほ場の生育に悪影響を及ぼすことがないよう雑草管理等を徹底していく。

主食用米の需要減少が依然続く状況にあって、農家所得の向上、水田面積の維持を図るには、より一層の転作作物への転換を促進していく必要がある。また、増加した不作付地の解消に向けて、農地に適した作物の作付けなどの対策を考えていく。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

令和4年度に春・秋の2回実施した水田現地確認及び営農計画書の点検において、対象ほ場の作付状況を確認・記録を行い、畑地化支援の制度を積極的に周知するとともに、不作付地となっている水田や畑作物のみを生産している水田がないか洗い出しを行った。

令和5年度も引き続き農業者及び農協等の関係団体と連携し、畑地化支援の周知を行

うとともに、今後、令和8年度までの中でブロックローテーション体系の構築について、地域の実情や現場の課題を検証しながら進めていく。

水田経営面積については、人・農地プランの推進や農地中間管理事業により担い手への集積が進んできているものの、本市の全耕地面積における10ha以上の大規模農家の面積は約31%程度にとどまっている。

当地域における担い手は、令和3年度において581人となり令和元年度から112人増加している。

当地域の中山間地における水田は、全体の約12%にのぼる。特に条件の悪い中山間地においては、転作によりそばが作付されることが多い。しかし、そういった条件不利地において畑地化を進めることにより、水田活用直接支払交付金の対象外となれば、そばの作付をやめることにもなりかねず、未作付地が増加する可能性もあることから畑地化の推進には、慎重な判断が必要となる。

しかしながら、すべての中山間地でそばを作付しているわけではなく、長年未作付地や畑作物のみを作付している水田があるのも事実である。令和5年度までの間に、地域の作付状況を集約し、今後の作付意向について各農家に対し意向調査を実施する。長年畑作物のみの作付や水稻作付の見込みがない農家に対しては、個別に畑地化支援を活用した畑地化を勧奨していく。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

主食用米は、新型コロナウイルス禍で需給緩和が表面化し、需給安定に向けたさらなる取り組みが重要となる中、当該地域を消費者に求められる良食味・高品質な米の産地としての確立を図る。牛糞堆肥を活用した特別栽培米の生産を継続していく。また、山形95号（雪きらり）など本市の中山間地帯で可能な新品種の作付けを展開し、銘柄の確立を図る。

経営面では、直播栽培等の省力化や農地の面的集積により低コスト化に取り組む。

### (2) 備蓄米

主食用米の需要減が見込まれる中、米以外の転作作物の作付けが困難な地域については、産地交付金から除外されても転作作物の中心に位置付けられる。需要状況を勘案し取り組む。

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

当地域の繁殖牛や肥育牛へ提供されるため、地域流通の大半は既にマッチングが図られている。今後、当市畜産クラスター計画において繁殖牛や肥育牛の増頭が計画されていることや、政策目標が110万トン（令和7年度）と掲げられていることなど、集荷や流通・販売までの体制整備の課題はあるが、米以外の転作作物の作付けが困難な地域については、加工用米等とともに転作作物の中心に位置付け、多収品種の導入、多収栽培の導入を推進し、需要先を確保しながら作付面積の拡大を図る。

イ 米粉用米  
取組みなし

ウ 新市場開拓用米

主食用米の国内需要が減少する中、内外の米の新市場の開拓を図る米穀の作付けは、米以外の転作作物の作付けが困難な地域については、飼料用米、加工用米とともに転作作物の中心に位置付け、産地交付金の追加配分等を活用しながら需要状況を勘案し積極的に取り組む。

#### エ WCS 用稲

畜産農家においては、全国的な子牛価格の高騰により、繁殖牛の飼養への取組みが増えている。今後、当市畜産クラスター計画で繁殖牛の増頭を計画しており、それに伴いWCS用稲の取組面積も増加傾向にある。専用機械での収穫作業を要するが、市営牧場の利活用推進により夏期作業時間の確保が容易となる。今後の需要動向を把握して面積拡大を図る。

#### オ 加工用米

主食用米と同じ生産工程であることや流通体制の面からも水田フル活用においても有効である。米以外の転作作物の作付けが困難な地域については、飼料用米、備蓄米等とともに転作作物の中心に位置付け、直播栽培等の低コスト化の取組を推進しながら需要状況を勘案し積極的に取り組む。

#### (4) 麦、大豆、飼料作物

麦の取組は少ないが、大豆等との二毛作も可能なため、今後の需要動向を把握して面積拡大を図る。

大豆の取組は少ないが、需要先や加工形態が多いことから継続して取り組んでいく。

飼料作物は、飼料高騰に対応できるよう畜産農家の自給飼料を安定的に確保するため、面的集積による低コスト化や栄養価の高い新品種の支援等を推進する。

#### (5) そば、なたね

そばについては、県内有数の作付面積であるが、大半が中山間地の作付となり単収が低く、品質にばらつきがあるといった課題がある。これらの課題解消に向けて、ほ場条件の改善が必要と考え、産地交付金を活用した排水対策や地力向上対策等の栽培技術支援を継続するほか、将来的には作付地の団地化・連担化を進めていく。これまで本市で取り組んでいる原種「最上早生」の種子生産と、生産から販売まで一貫した取組を行い、市内のそば店で提供することで誘客に繋げていく。

なたねについては、取組なし。

#### (6) 地力増進作物

地力増進作物の取組は少ないが、農業者の土壌管理への意識は高くなってきている。地力の増進は、農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るうえで極めて重要である。また、気候変動の影響を受けにくい安定的な農業生産基盤の確保にも重要であるため支援していく。近年の原料価格の上昇に伴い肥料価格が上昇傾向にあることを踏まえ、本市で取組の多いえん麦、牧草等の利用を推進し堆肥や化学肥料を減らすことで所得の向上に繋げていく。

#### (7) 高収益作物

##### ①すいか

すいかについては一大産地として、規模拡大を可能とする支援体制を強化してきたが、生産者の高齢化等もあり畑を含めた栽培面積及び販売額は横ばい状態にある。今後も夏すいか日本一の産地として維持していくために、計画的な安定出荷と高品質化に努めるため、GAPを推進する必要がある。また、昨今の気象変動に対応する栽培技術や機械化など

省力栽培の導入により農業所得の向上を目指し重点的に支援する。

## ②すいか以外の野菜

(アスパラガス、トマト、きゅうり、なす、だいこん、せいさい、たらの芽、うるい)

すいか農家も全体的に高齢化しており、すいかに比べて軽量であり取り扱いやすいことから、すいか以外の野菜類のうち、上記の作物についてはすいかに続いて産地化を目指す作物として推進していく。

**ア アスパラガス**は、本市の軽量野菜の代表作物で、高齢層にも栽培可能であること、畜産農家と連携して栽培に必要な堆肥を供給できることから、春先の収益作物として出荷面積の定着を図るとともに、秋までの栽培を推進しアスパラガスの産地拡大を図るため支援する。

**イ トマト**は、ジュース用トマトについては契約栽培で価格が安定していることから、収穫機械の共同利用による低コスト化・省力化を推進し、単収増と高品質化を図るため支援していく。

**ウ きゅうり**も本市の軽量野菜の代表作物で、高齢層にも栽培可能であることからすいか作付けからの転換を考えている農家での作付転換作物として推進していく。

**エ なす**は、市内の農産加工会社の需要があることから安定生産に向けて支援していく。

**オ だいこん**は、夏場に比較的冷涼な気候となる地域での栽培が行われ、夏だいこんとしても好評である。地域性を活かし産地化を進めるため支援していく。

**カ せいさい**は、加工業者への引き合いが多く、特に市内加工業者へ出荷契約をすることで、地産地消の取組を推進し、1次から6次化の市内循環型による産地化を図るため支援していく。

**キ うるい、たらの芽**は、栽培が比較的容易で冬期間の労力を活用でき、本市ですすめる周年農業を確立するためにも重要な品目である。特にたらの芽は、本市の軽量野菜の代表作物で、国内トップクラスの産地である。高齢層にも栽培可能であることから、水稻収穫後の通年農業の一作物として経営規模拡大を図るため支援していく。

## ③花き・花木

「花き」ストック、リンドウ、クジャク草、ワレモコウは、本市の冷涼な気候により病気の発生や害虫の被害が少ないことから品質も良く高い評価を得ている。また、気候により出荷時期が他の産地と比べて長期に亘ることから有利販売も見込めることから、産地化を目指して支援していく。

シンフォリカルポスは、平成21年に研究会を立ち上げ、23年からは本格的な出荷を開始している。希少性に着目して産地化を進めている品目の一つである。鳥獣害の心配がないこと、高齢者でも手軽に始められることから山間地でも作付けが可能であり、栽培者、面積の増加を図るため支援していく。

啓翁桜は、冬期間の労力を活用でき、本市ですすめる周年農業を確立するためにも重要な品目であることから、施設・生産条件等の整備によりコストの軽減と経営規模拡大を図るため支援していく。

## ④その他の高収益作物

「その他の高収益作物」葉たばこは、本市における作付けの歴史は古く県内でも有数の耕作面積を誇り生産額も高い。水田を活用した作付けも多いことから支援を行っていく。

## ⑤上記以外の野菜、花き・花木等

上記以外の作物については、実需者の要望に対応する為、作付・出荷の支援を行っていく。

# 5 作物ごとの作付予定面積等

～

# 7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

| 作物等         | 前年度作付面積等 |           | 当年度の作付予定面積等 |           | 令和5年度の作付目標面積等 |           |
|-------------|----------|-----------|-------------|-----------|---------------|-----------|
|             |          | うち<br>二毛作 |             | うち<br>二毛作 |               | うち<br>二毛作 |
| 主食用米        | 2,159    |           | 2,300       |           | 2,300         |           |
| 備蓄米         | 93       |           | 150         |           | 150           |           |
| 飼料用米        | 140      |           | 90          |           | 90            |           |
| 米粉用米        | 0        |           | 0           |           | 0             |           |
| 新市場開拓用米     | 1        |           | 8           |           | 8             |           |
| WCS用稲       | 158      |           | 130         |           | 130           |           |
| 加工用米        | 78       |           | 115         |           | 115           |           |
| 麦           | 7        | 0         | 8           |           | 8             |           |
| 大豆          | 20       | 1         | 30          |           | 30            |           |
| 飼料作物        | 122      |           | 130         |           | 130           |           |
| ・子実用とうもろこし  | 0        |           | 0           |           | 0             |           |
| そば          | 469      | 48        | 460         | 35        | 460           | 35        |
| なたね         | 0        |           | 0           |           | 0             |           |
| 地力増進作物      | 5        |           | 5           |           | 5             |           |
| 高収益作物       | 251      |           | 255         |           | 255           |           |
| ・野菜         | 231      |           | 235         |           | 235           |           |
| ・すいか        | 157      |           | 176         |           | 176           |           |
| ・アスパラガス     | 27       |           | 44          |           | 44            |           |
| ・トマト        | 1        |           | 5           |           | 5             |           |
| ・きゅうり       | 2        |           | 4           |           | 4             |           |
| ・なす         | 0        |           | 2           |           | 2             |           |
| ・だいこん       | 0        |           | 14          |           | 14            |           |
| ・せいさい       | 0        |           | 3           |           | 3             |           |
| ・うるい        | 3        |           | 4           |           | 4             |           |
| ・たらの芽       | 5        |           | 7           |           | 7             |           |
| ・上記以外の野菜    | 36       |           | 32          |           | 32            |           |
| ・花き・花木      | 12       |           | 17          |           | 17            |           |
| ・ストック       | 0.1      |           | 1           |           | 1             |           |
| ・りんどう       | 2        |           | 3           |           | 3             |           |
| ・クジャク草      | 2        |           | 3           |           | 3             |           |
| ・ワレモコウ      | 0.6      |           | 1           |           | 1             |           |
| ・シンフォリカルポス  | 0.1      |           | 1           |           | 1             |           |
| ・啓扇桜        | 1        |           | 1           |           | 1             |           |
| ・上記以外の花き・花木 | 6.2      |           | 7           |           | 7             |           |
| ・果樹         | 5        |           | 1           |           | 1             |           |
| ・果樹         | 5        |           | 1           |           | 1             |           |
| ・その他の高収益作物  | 3        |           | 7           |           | 7             |           |
| ・たばこ        | 3        |           | 7           |           | 7             |           |
| その他         | 0        |           | 0           |           | 0             |           |
| ・           |          |           |             |           |               |           |
| 畑地化         | 0        |           | 3           |           | 3             |           |

6 課題解決に向けた取組及び目標

| 整理<br>番号 | 対象作物                                                                            | 使途名                  | 目 標                                               | 前年度（実績）                                                    | 目 標 値                                                        |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
|          |                                                                                 |                      |                                                   | （令和３年度）                                                    | （令和５年度）                                                      |
| 1        | すいか                                                                             | 地域戦略作物助成（すいか）        | すいかの作付面積（慣行栽培）<br>（GAP認証の取得に向けた取組）<br>（GAP認証の取得）  | （令和３年度）<br><br>133ha<br>0ha<br>21ha                        | （令和５年度）<br><br>140ha<br>10ha<br>26ha                         |
| 2        | アスパラガス、トマト、きゅうり、なす、だいこん、せいさい、うるい、たらの芽、ストック、りんどう、クジャク草、ワレモコウ、花木（シソ・リカリス）、啓翁桜、たばこ | 産地化作物助成              | 産地化作物の作付面積                                        | （令和３年度）<br><br>61ha                                        | （令和５年度）<br><br>100ha                                         |
| 3        | なす、だいこん、せいさい                                                                    | 産地化作物地産地消助成          | 契約栽培の取組面積                                         | （令和３年度）<br><br>なす<br>0.3ha<br>だいこん<br>0ha<br>せいさい<br>0.8ha | （令和５年度）<br><br>なす<br>1.5ha<br>だいこん<br>1.0ha<br>せいさい<br>2.5ha |
| 4        | 整理番号2以外の野菜、花き・花木果樹                                                              | 地域振興作物助成             | 地域振興作物の作付面積                                       | （令和３年度）<br><br>18ha                                        | （令和５年度）<br><br>40ha                                          |
| 5        | そば                                                                              | 単収増加取組支援             | そば単収増加取組面積<br>そば平均収量                              | （令和３年度）<br>272ha<br>90kg/10a                               | （令和５年度）<br>400ha<br>57kg/10a                                 |
| 6        | 飼料用米                                                                            | 飼料用米栽培支援助成           | 飼料用米の作付面積（実績）<br>（GAP認証の取得に向けた取組）<br>（GAP認証の取得）   | （令和３年度）<br><br>137ha<br>0ha<br>24ha                        | （令和５年度）<br><br>90ha<br>5ha<br>10ha                           |
| 7        | 麦、大豆、そば、飼料作物の二毛作                                                                | 二毛作助成                | 二毛作の取組面積<br>戦略作物（基幹作物）<br>作付面積の内二毛作に<br>取り組んでいる割合 | （令和３年度）<br><br>35ha<br>4.2%                                | （令和５年度）<br><br>35ha<br>4.2%                                  |
| 8        | 飼料用米の生産ほ場の稲わら                                                                   | 飼料用米生産のわら利用助成（耕畜連携）  | 飼料用米の生産ほ場わら利用取組面積                                 | （令和３年度）<br><br>63ha                                        | （令和５年度）<br><br>65ha                                          |
| 9        | 粗飼料作物等                                                                          | 飼料作物の資源循環型利用助成（耕畜連携） | 粗飼料作物等の生産ほ場資源循環型取組面積                              | （令和３年度）<br><br>70ha                                        | （令和５年度）<br><br>85ha                                          |
| 10       | WCS用稲                                                                           | WCS用稲収量増加取組支援        | 収量増加取組面積<br>平均収量                                  | （令和３年度）<br>103ha<br>569kg/10a                              | （令和５年度）<br>130ha<br>1100kg/10a                               |
| 11       | 飼料用米（複数年契約）                                                                     | 飼料用米複数年契約助成          | 飼料用米（令和2年、令和3年からの継続分）取組面積・数量                      | （令和３年度）<br><br>127ha                                       | （令和５年度）<br><br>75ha                                          |
| 12       | そば                                                                              | そば振興助成               | そばの作付面積                                           | （令和３年度）<br><br>442ha                                       | （令和５年度）<br><br>460ha                                         |
| 13       | 新市場開拓用米                                                                         | 新市場開拓用米振興助成          | 新市場開拓用米の作付面積                                      | （令和３年度）<br><br>0ha                                         | （令和５年度）<br><br>8ha                                           |
| 14       | 新市場開拓用米（複数年契約）                                                                  | 新市場開拓用米複数年契約助成       | 新市場開拓用米（令和4年からの新規契約分）取組面積・数量                      | （令和３年度）<br><br>ha                                          | （令和５年度）<br><br>4ha                                           |
| 15       | 地力増進作物                                                                          | 地力増進作物助成             | 地力増進作物の作付面積                                       | （令和３年度）<br><br>ha                                          | （令和５年度）<br><br>5ha                                           |

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要  
都道府県名:山形県  
協議会名:尾花沢市農業再生協議会

| 整理<br>番号 | 使 途<br>※1            | 作<br>期<br>等<br>※2 | 単 価<br>(円/10a)                                                    | 対 象 作 物<br>※3                       | 取 組 要 件 等<br>※4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|----------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 地域戦略作物助成(すいか)        | 1                 | ①慣行栽培 18,000<br>②GAP認証の取得に向け<br>た取組 19,000<br>③GAP認証の取得<br>20,000 | すいか                                 | ①実需者に出荷・販売を行うこと。<br>②現にGAP認証の取得に向け指導員による現地指導を受けている場合。<br>③現にGAP認証を取得している、または令和4年12月末まで取得が確実の場合。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2        | 産地化作物助成              | 1                 | ①野菜、花き、花木<br>13,000<br>②ハウス当施設での作付<br>15,000<br>③たばこ 10,000       | 野菜、花き・花木<br>(具体的作物は別紙1の通り)          | (1)実需者に出荷・販売を行うこと。<br>(2)野菜、花き・花木で、新植などで収穫を行うことが出来ない生育段階の永年性作物については、山形県農林水産部が定める栽培指針に沿った肥培管理を行うこと。<br>(3)ハウス等施設での取組は施設内面積の作付面積を対象とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 3        | 産地化作物地産地消助成          | 1                 | 7,000                                                             | なす、だいこん、せいさい                        | 市内加工業者と出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 4        | 地域振興作物助成             | 1                 | 9,000                                                             | 野菜、花き・花木、果樹<br>(具体的作物は別紙2の通り)       | (1)実需者に出荷・販売を行うこと。<br>(2)果樹は新植後4年までのものに限る。<br>(3)野菜、花き・花木、その他作物で、新植などで収穫を行うことが出来ない生育段階の永年性作物については、山形県農林水産部が定める栽培指針に沿った肥培管理を行うことで交付対象とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 5        | 単収増加取組支援             | 1                 | 4,000                                                             | そば                                  | (1)実需者と出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。基幹作物を対象とし、二毛作は対象外とする。<br>(2)単収増加のため、以下の取組中いずれかの取組を行うこと。<br>排水対策<br>・明渠   ・暗渠   ・耕うん同時畝立て播種技術<br>地力向上対策<br>・土づくり資材(土壌改良資材又は土づくり肥料)<br>・家畜ふん堆肥   ・有機質肥料堆肥散布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6        | 飼料用米栽培支援助成           | 1                 | ①GAP認証の取得に向け<br>た取組 13,000<br>②GAP認証の取得<br>15,300                 | 飼料用米                                | ①出荷証明書、販売伝票により確認する。<br>②「GAP認証の取得に向けた取組」は、GAPチェック項目シートの確認及び現地指導者(機関名)を確認し、研修の受講歴や指導時の関係書類にて確認する。<br>③「GAP認証の取得」は、GAP認定証、または認証取得の手続きに係る書面で確認する。<br>④新規需要米認定結果通知書により確認する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7        | 二毛作助成                | 2                 | 4,000                                                             | 麦、大豆、そば、飼料作物<br>(対象となる飼料作物は別紙3の通り)  | ①麦、大豆、そば:出荷・販売契約書、出荷・販売伝票及び現地確認により確認する。<br>飼料作物:利用供給協定書、販売伝票、受領書、引渡伝票により確認する。<br>自家利用の場合は自家利用計画書、給餌記録、作業日誌により確認する。<br>②現地確認、水田台帳、営農計画書、作業日誌で二毛作を確認する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8        | 飼料用米生産のわら利用助成(耕畜連携)  | 3                 | 3,000                                                             | 飼料用米(基幹作物)の生産ほ場の稲わら                 | 利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次の全ての事項を満たしていること。<br>①当年産において、飼料用米の作付が行われる水田であること。<br>②そのわらが確実に飼料として利用され、且つ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付であること。<br>③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。<br>④新規需要米取組計画の認定を受けていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 9        | 飼料作物の資源循環型利用助成(耕畜連携) | 3                 | 3,000                                                             | 粗飼料作物等(粗飼料作物等の範囲は別紙4の別表2に定めた作物とする。) | ・青刈り稲、わら専用稲での取り組みは新規需要米取組計画の認定を受けること。<br>・水田で生産された粗飼料作物等(粗飼料作物等の範囲は別表2のとおり)の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次の全ての事項を満たしていること。<br>①当該年度における堆肥の散布の取組であること。<br>②散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。<br>③堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。<br>④同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。<br>⑤堆肥の散布量が10a当たりで2トン又は4㎡以上であること。<br>※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜の全ての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。 |

|    |                |   |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|----------------|---|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | WCS用稲収量増加取組支援  | 1 | 3,000   | WCS用稲   | ・WCSの取組について新規需要米取組計画の認定を受けること。<br>・水田で生産されたWCSの供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次の全ての事項を満たしていること。<br>①当該年度における堆肥の散布の取組であること。<br>②散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCSの供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。<br>③堆肥を散布する者は、水田で生産されたWCSの供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。<br>④同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。<br>⑤堆肥の散布量が10a当たりで2トン又は4㎡以上であること。<br>⑥WCSほ場内及び畦畔の除草を2回以上行い、ほ場環境の保全に努めること。<br>※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜の全ての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。 |
| 11 | 飼料用米複数年契約助成    | 1 | 6,000   | 飼料用米    | ① 生産者等と需要者等との間で締結する複数年契約に基づき、生産・出荷・販売を行うこと。<br>② 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。<br>③ 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙5の取組のうち1つ以上に取り組むこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 12 | そば振興助成         | 1 | 20,000  | そば      | 実需者と出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 13 | 新市場開拓用米振興助成    | 1 | 20,000円 | 新市場開拓用米 | 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 14 | 新市場開拓用米複数年契約助成 | 1 | 10,000円 | 新市場開拓用米 | ① 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けること。<br>② 生産者等と需要者等との間で締結する複数年契約に基づき、生産・出荷・販売を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 15 | 地力増進作物助成       | 1 | 20,000  | 地力増進作物  | 適期の播種、管理を行い、すき込みを行うこと。<br>※同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

【別紙 1】

産地化作物助成対象作物

| 区分 | 対象作物   |
|----|--------|
| 野菜 | アスパラガス |
|    | トマト    |
|    | きゅうり   |
|    | なす     |
|    | だいこん   |
|    | せいさい   |
|    | うるい    |
|    | たらの芽   |

| 区分        | 対象作物          |
|-----------|---------------|
| 花き・花木     | ストック          |
|           | りんどう          |
|           | クジャク草         |
|           | ワレモコウ         |
|           | 花木(シンフォリカルポス) |
|           | 啓翁桜           |
| その他の高収益作物 | たばこ           |

## 地域振興作物助成対象作物

| 区分 | 対象作物      |
|----|-----------|
| 野菜 | えだまめ      |
|    | かぶ        |
|    | かぼちゃ      |
|    | キャベツ      |
|    | 行者にんにく    |
|    | さといも      |
|    | ねぎ        |
|    | ばれいしょ     |
|    | みょうが      |
|    | メロン       |
|    | 青さやいんげん   |
|    | 未成熟とうもろこし |
|    | とうからし     |
|    | フキ        |
|    | ニンニク      |
|    | やまいも      |
|    | こまつ菜      |
|    | マコモタケ     |
|    | うど        |
|    | わらび       |
|    | ぜんまい      |
|    | こしあぶら     |
|    | エゴマ       |
|    | かんしょ      |
|    | コリンキー     |
|    | レタス       |
|    | 食用菊       |
|    | さやいんげん    |

| 区分    | 対象作物   |
|-------|--------|
| 花き・花木 | スターチス  |
|       | ユズリハ   |
|       | パンジー   |
|       | 蓮華     |
| 果樹    | くり     |
|       | さくらんぼ  |
|       | すもも    |
|       | 西洋なし   |
|       | 日本なし   |
|       | ぶどう    |
|       | ブルーベリー |
|       | プルーン   |
|       | 山ぶどう   |

【別紙 3】

二毛作助成の対象となる飼料作物

- ・えん麦
- ・イタリアンライグラス
- ・オーチャードグラス
- ・ソルガム
- ・チモシー
- ・飼料用青刈稲

【別紙 4】

(別表1) 利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとします。

1 わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

2 資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

(別表2) 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし  
青刈りソルガム  
テオシント  
スーダングラス  
青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)  
青刈り大豆  
子実用えん麦  
青刈り稲  
  
わら専用稲  
青刈りひえ  
しこくびえ  
オーチャードグラス  
チモシー  
イタリアンライグラス  
ペレニアルライグラス  
ハイブリットライグラス  
スムーズブロムグラス  
トールフェスク  
メドーフェスク  
フェストロリウム  
ケンタッキーブルーグラス  
リードカナリーグラス  
バヒアグラス  
ギニアグラス  
カラードギニアグラス  
アルファルファ  
オオクサキビ  
アカクローバ  
シロクローバ  
アルサイククローバ  
ガレガ  
ローズグラス  
パラグラス  
パンゴラグラス  
ネピアグラス  
セタリア  
飼料用かぶ  
飼料用ビート  
飼料用しば  
子実用とうもろこし

(注) 上記の粗飼料用作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、羊、山羊に供される場合に限ります。

【別紙 6】

地力増進作物助成対象作物

- ・えん麦
- ・イタリアンライグラス
- ・オーチャードグラス
- ・ソルガム
- ・チモシー
- ・飼料用青刈稲